

誘導施設一覧

◆都市機能誘導区域における誘導施設

機能	誘導施設	施設の定義	都市機能誘導区域内	
			中心拠点	生活拠点
			中央地域市街地エリア	高野台市街地エリア
行政	役場本庁舎	・地方自治法第4条第1項に定める事務所	●	-
地域福祉	地域包括支援センター	・介護保険法第115条の46第1項に定める施設	●	●
子育て	幼稚園 保育所 認定こども園	・学校教育法（第1条、第77条）に定める幼稚園 ・児童福祉法第39条第1項に定める保育所 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める認定こども園	● (新規計画中)	●
	子育て支援センター	・児童福祉法第6条の3第6項に定める事業を行う施設で行政が運営する施設	●	●
商業	スーパーマーケット (1,000㎡未満)	・食品衛生法等による許可施設	●	◎
	大規模小売店 (1,000㎡以上)	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める大規模小売店舗	●	◎
医療	病院（病床数20床以上）	・医療法第1条の5第1項に定める施設	●	◎
金融	銀行・信用金庫	・銀行法、信用金庫法に定める施設 (ATM単独施設は除く)	●	●
	郵便局	・日本郵便株式会社法に定める施設	●	●
教育文化	地域交流センター (文化複合施設)	・地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として、文化・地域交流等の活動を支えるための施設	● (新規計画中)	◎

- ：誘導施設に設定する。なお、現状立地している施設は維持を目指す。
- ◎：誘導施設に設定する。(現状立地していないが今後の誘導を目指す。)
- ：誘導施設に設定しない。(今後、必要に応じて誘導を検討する。)